

倉敷市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月13日(水) 午前 9時55分から午前10時21分
- 2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室
- 3 出席委員 21人
会長 8番 吉田 幸夫 委員
会長代理 2番 野口 國治 委員
会長代理 3番 田邊 洋樹 委員

委員

1番 武本 章吾 委員 4番 矢野 秀典 委員 5番 三宅 健二 委員
6番 平松 頼雄 委員 7番 安田 茂 委員 9番 岸本 寛吾 委員
10番 三宅 健 委員 11番 古城 茂樹 委員 14番 藤原 安信 委員
15番 中川 逸実 委員 16番 藤田 壽則 委員 17番 山地 康弘 委員
18番 井上 保邦 委員 19番 香西 英雄 委員 20番 田中 博之 委員
21番 白神 正則 委員 23番 大村 孝志 委員 24番 小山 智子 委員

- 4 欠席委員 3人

12番 中西 公仁 委員 13番 難波 朋裕 委員 22番 栗坂 豪 委員

- 5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

2番 野口 國治 委員 17番 山地 康弘 委員 18番 井上 保邦 委員
22番 栗坂 豪 委員

- 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第4条の規定による届出の取り止めについて

報告第6号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

報告第7号 農用地利用配分計画について

追加議案第1号 令和6年度の最適化活動の目標の設定等について(案)

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 塩津 賢一 事務局課長主幹 中村 英樹 事務局主幹 林 孝子

事務局主幹 成田 裕次 事務局主任 小山 八穂子 事務局主任 宮本 幸典

事務局主任 大橋 浩直 事務局副主任 田中 和子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 塩津副参事</p>	<p>(開会 午前 9時55分)</p> <p>皆様おはようございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から3月の総会を始めたいと思います。</p> <p>総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
<p>吉田会長 (以下「議長」)</p>	<p>ただ今から、令和6年3月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。</p> <p>在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員 議長</p>	<p>【異議なしの声】</p> <p>それでは、議席番号6番平松頼雄委員と議席番号7番安田茂委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の宮本主任と大橋主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。</p> <p>総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて19件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から19番について調査票をもとに説明】</p> <p>ご覧いただいておりますように、今回は特に問題となるような案件はありませんで</p>

	<p>した。</p> <p>このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の19件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第1号の、1番から19番までを、許可、と決定いたします。</p> <p>続きまして、4頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>中村です。説明をさせていただきます。(議案の訂正あり)</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に2件の申請がございました。</p> <p>次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました2件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた2件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の2件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番から2番について、許可と決定します。</p>

	<p>続きまして、5頁をご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明をさせていただきます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁から6頁にかけて8件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました8件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた8件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>この8件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の8件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から8番について、許可と決定します。</p> <p>続きまして、7頁をご覧ください。 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 おそれいます、野口委員、山地委員、井上委員に関係する案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 (野口委員、山地委員、井上委員 退席)</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】 林でございます。 議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7頁から31頁に</p>

かけて117件の計画が、農業委員会に提出されました。
権利の種類の内訳は、使用貸借が80件、賃貸借が37件でございます。
利用期間の更新は32件、新規は85件でございます。
今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが49件、その他は全て個人でございます。
借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はございませんでした。
議案第4号の各案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、117件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第4号「農用地 利用集積計画について」は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。
事務局、3名の委員に入室するように伝えてください。
(入室)

退室されていた3名の委員に報告いたします。
議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。

審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第7号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

事務局

【報告第1号から第7号について報告・説明】

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第4条の規定による届出の取り止めについて

報告第6号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

報告第7号 農用地利用配分計画について

報告いたします。

32頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、32頁から41頁にかけて26件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に42頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、42頁から43頁にかけて11件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に44頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、44頁から50頁にかけて38件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に51頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、51頁に7件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に52頁をお開きください。

報告第5号「農地法第4条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、52頁に1件の届出の取り止めがありました。

次に53頁をお開きください。

報告第6号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、53頁に1件の届出の取り止めがありました。

次に54頁をお開きください。

報告第7号「農用地利用配分計画について」でございますが、54頁から58頁にかけて22件の計画が岡山県知事に提出されました。

本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地において、新たに権利を設定したもの、または、借り手の変更により権利が移転されたものでございます。

報告案件については以上です。

	<p>ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【質問なしの声】</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第7号については、すべて確認、了承いただきました。</p> <p>次に追加議案をご覧ください。</p> <p>追加議案第1号「令和6年度の最適化活動の目標の設定等について（案）」を議題とします。追加議案の1頁をご覧ください。</p> <p>これについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【追加議案第1号 令和6年度の最適化活動の目標の設定等について（案）】説明 林でございます。それでは説明させていただきます。</p> <p>1頁をご覧ください。追加議案第1号 令和6年度の最適化活動の目標の設定についてでございます。</p> <p>提案理由でございますが、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第2項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）を実施することとされています。</p> <p>農業委員会は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）により、最適化活動を実施するに当たって成果目標及び活動目標を設定するとされていることから、ご審議をお願いするものです。</p> <p>それでは2頁をご覧ください。</p> <p>まずは I 農業委員会の状況でございますが、こちらは令和6年4月1日現在として、作成時直近の数値を、それぞれ記載しております。</p> <p>【農家・農地等の概要については、（農林業センサス2020）】</p> <p>次に3頁をご覧ください。II 最適化活動の目標 1 最適化活動の成果目標 （1）農地の集積の②目標をご覧ください。目標年度は令和9年度、集積率は43パーセント、今年度末の集積面積は1,248ヘクタール、令和6年度末の集積率34.1パーセントを目標としております。</p> <p>こちらは、「倉敷の魅力ある農業経営（基本構想）の目標である43パーセントを目標集積率としました。</p>

次に(2)遊休農地の解消の②目標をご覧ください。既存遊休農地の解消として緑区分の解消面積を22.7ヘクタールとしました。

こちらは、R3年度の数値を5年間使用する為、昨年度と同じ数値になっています。

次に4頁をご覧ください。2 最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1人当たりの活動日数は今年度と同様で月10日としました。

次に(2)活動強化月間の活動目標についてでございますが、設定回数を3回としております。取組時期としましては、11月、12月、1月としておまして、基盤法の改正について周知し、農地中間管理機構を仲介した貸借に切り替えを促す。遊休農地の解消月間として、所有者等に今後の農地利用についての意向把握を行う。目標地図の素案を作成するための話し合いの場に参加するなど、取り組みたいと考えております。

以上が令和6年度の目標設定の説明でございます。

なお、目標につきましては 岡山県農業会議へ確認を求めることが必須となっております。確認が終了しております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局から説明がありましたが、追加議案第1号「令和6年度の最適化活動の目標の設定等について(案)」を承認することに、ご異議ございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、追加議案第1号を承認することと決定します。

以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。

事務局から何かありますか。

塩津副参事

【事務局から連絡事項を伝える】

事務局から連絡事項をお伝えします。

(次回総会の日程案内など連絡)

以上です。

議長

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は4月10日(水)です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時21分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和6年3月13日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員

